

# 第6次新宮町総合計画策定方針

平成30年8月

新宮町

(新宮町総合計画策定方針作成プロジェクト会議)

## 1 策定の趣旨

新宮町では、平成23(2011)年度に、10年間を計画期間として第5次総合計画を策定し、「人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮」をまちの将来像に掲げ、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきた。

この間、新宮中央駅の開業や大型商業施設の進出、マンション・戸建て住宅などの建設による急激な人口増加など社会情勢に大きな変化が訪れた。これらの変化に対応するため、平成27(2015)年度に将来予測人口の見直しや都市空間形成の方針変更など基本構想の見直しを行った。

今後、約10年間は引き続き人口増加が見込めるものの、それ以降は少子化による人口減少が始まり、超高齢社会への動きが顕著となってくる。これら少子高齢化に伴い税収の低下や社会保障費の増大など本町を取り巻く状況はさらに厳しくなることが想定される。

こうした今までに経験したことがない社会構造の変化を行政運営の一大転換期ととらえ、従来の仕組みを見直し、今後の課題に向けた準備の時期として、これまでの総合計画とは違う視点で平成33(2021)年度を始期とする、第6次新宮町総合計画(以下「総合計画」という。)を策定し、町が進むべき方向性や目的を明らかにするとともに、その実現に向けた住民と行政の役割や責任を明らかにする。

## 2 策定の基本的な考え方

総合計画の策定にあたっては、超高齢社会の到来と社会の担い手である生産年齢人口の減少を踏まえつつ、継続して本町が存続できるよう、次の事項を基本的な考え方とキーワードとする。

- 持続可能なまちづくり
- 持続可能な循環型のコミュニティタウン
- 元気に住み続けられるまちづくり
- 個性と多様性が交わるまちづくり
- 人と環境にやさしいまちづくり
- 安心して暮らせるまちづくり
- 元気で活躍できるまちづくり

### 【キーワード】

循環、ふるさと、環境、コンパクト、超高齢、活力、人財、外国人、行動力、活躍、魅力、継続、継承、維持、安心・安全、転換、多様、創造、革新、交流、自立、協働・共助

### 3 構成及び期間

大きく変貌する社会情勢を見据え、今までとは違う視点の総合計画策定に向け、役場職員で構成する「総合計画策定方針作成プロジェクト会議」において意見を出し合い、検討を行った結果、次の3案が示された。

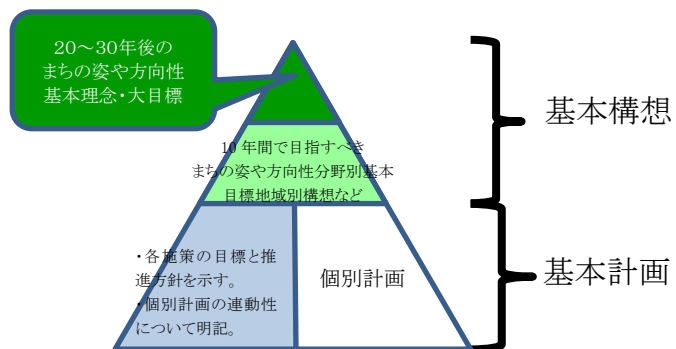
	A案	B案	C案
基本構想	20～30年 (必要に応じて見直し)	10年 (15～20年後を見据える)	30年 分野別基本目標 10年 地域別(校区别)振興計画 10年
基本計画	5年 個別計画の位置づけ	2～5年	なし
実施計画	5年 毎年ローリング	5年 毎年ローリング	5年 毎年ローリング
備考	基本計画は個別計画の位置づけと個別計画がないものの記載	基本計画は改選や法改正などに柔軟に対応できるようにする。	基本計画は策定せず、個別計画で補完。ないものは必要に応じて個別計画を策定。

これらの案を取りまとめた結果、本町の構成及び期間に対する考え方を次のとおり示す。

#### (1) 基本構想

これからの10年間では、新たな開発の動きもあり、引き続き人口は増加する一方、地域によっては高齢化や人口減少が進むなど住民ニーズや地域課題は多様化し、行政運営は一層難しくなっていく。その後は、2035年頃をピークに人口減少、特に20年後から30年後には超高齢社会へと向かい、本町においても大転換期を迎える。

そのため、20年後や30年後のまちの姿やあり方をしっかりと捉え、それに相応しい基本理念や大目標を定義するとともに、次世代へメッセージを示す。また、今後10年間の取り組みとして、20年後や30年後の社会情勢等を踏まえ、その準備期間としての方向性と引き続き発展性のあるまちづくりに対応した方向性の2つの視点で整理するとともに、行政の分野別基本目標や地域別構想を明確に示す。



以上のように今回の基本構想は2層構造を基本として整理する。また、基本構想の計画期間としては10年間とし、20年後から30年後の長期目標は将来に責任をもった計画とするための目標期間とする。

## (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標の実現に向け、町が取り組むべき事業の方向性や施策を示すとともに、重要度に応じた表記などにより、見やすい計画策定を心がけ、5年ごとに見直す。また、事業の重複や日常業務等を省略するとともに、住民の役割や施策の達成度、個別計画との連携について明記するものとする。

## 4 策定体制等

### (1) 住民参加

- アンケート調査

住民の現在の暮らしに対する生活環境において、満足度や行政に対して期待するものなどを確認するため、調査方法は無作為抽出の郵送による調査を実施する。

- 住民会議や懇談会

地域の将来のあり方や個別課題に対する住民意向を把握するため、必要に応じて地域または関係団体ごとに実施する。

- パブリックコメント

総合計画素案について広く住民意見を求め、意見等を考慮した総合計画を策定する。

- その他

環境基本計画や地域福祉計画などの個別計画の策定や進捗管理などで得た住民意向を活用する。

### (2) 庁内体制

- 庁議

町長以下副町長、教育長、各課局長で構成し、総合計画審議会に対し諮問する総合計画素案の決定及び議会に上程する総合計画の最終案を決定する。

- 調査研究会

課長補佐、主幹及び主査で構成し、総合計画素案策定のための調査及び検討等を行う。

### (3) 新宮町総合計画審議会

町長の諮問機関として学識経験者、関係機関の職員及び住民で構成し、総合計画に関する事項を調査審議し、答申を行う。

### (4) 新宮町議会

本町では、基本構想は、新宮町議会基本条例により議決事件となっている。そのため、町長から最終的な総合計画案を議案として提案し、町議会による審議を経て議決する。なお、基本計画についても素案の段階から説明し、調整を行う。

## 5 重点的で配慮すべき(独自の)取り組み

本町でも15年後は間違いなく人口減少となり、さらに20年後や30年後には超高齢社会の影響が明らかになる。本町が自立したまちづくりを持続していけるよう、将来発生する課題に対して予防的に対応するためのテーマを設定し、目標を定める。

総合計画の策定にあたっては、次の事項を重点事項とする。

#### (1) 20年から30年先の社会情勢等に対するメッセージ

- 20年後や30年後に起きる社会現象やまちづくりへの影響をできる限り想定し、まちの姿や基本的な方向性を示すとともに、行政と住民の役割や関わり方などを検討する。
- 超高齢社会の到来や行政運営の危機的状況を想定した行政改革や財政運営の検討とその取り組み方針を示す。

#### (2) 地域別構想の検討

- 5つの小学校区毎に、地域の魅力や特性を明らかにするとともに、地域課題等に対する10年間の取り組み方針等を整理する。
- 土地利用のあり方をはじめ、現在の生活環境に対する改善や地域負担の軽減、または新たな生活環境等の整備など地域ニーズや地元意向を整理する。
- 地域振興を図るべき地域別の重点施策や町内全域を対象とした交流事業など循環型の仕組みを示す。
- 新たな土地利用や都市基盤の方向性とそれによる影響を示す。
- 必要に応じて校區別住民会議や懇談会を実施し、地域要望等を取りまとめる。

#### (3) 10年間の重点課題等に対する基本的な方向性の検討

- 住民にとって関心の高い「子育て支援」や「超高齢社会」に対する基本的な取り組み方針を示す。
- 高齢化や担い手不足による地域活動や産業の低下、または森林・農地の荒廃

化が顕著となっていることから、新たな扶助・協働の仕組みや地域資源の活用策等を検討し示す。

(4) 5年間の基本目標に対する取り組みへの検討

- 重点課題に対する住民や行政の役割について方針を示す。
- 事業の重複や経常的な事業を整理した、見やすい計画を示す。
- 個別計画との関係性を明らかにする。
- 

(5) 行政評価(進捗管理)の検討

- 目標に向けた施策の実現性や事業の実効性の確保に向けた仕組みを示す。
- 既設の公共施設や公共空間の適切で低負担の維持管理に関する方針や仕組み等を示す。
- 基本的な方向性の確認と、目標に対する進捗状況を確認する取り組みを構築する。

## 6 総合計画の策定スケジュール

平成30(2018)年

8月～9月 コンサルタント選考

10月 計画策定着手

庁議へ計画策定方針説明

調査研究会立ち上げ(11月以降毎月実施予定)

地域別意向調査(行政区単位で区長を介して実施)

12月 住民アンケート調査

3月 住民アンケート調査分析

平成31(2019)年

6月 第5次総合計画の検証

地域住民意向の取りまとめ

基本構想(素案)検討

9月 基本計画(素案)検討

個別計画の調査

12月 町議会への説明、意見調整

平成32(2020)年

3月 町議会へ説明(経過報告)

5月 総合計画(素案)決定

- 6月 総合計画審議会諮問
- 7～9月 パブリックコメント実施
- 10月 総合計画審議会答申
- 12月 新宮町議会上程

※スケジュールは、今後の検討内容により変更が生じる場合がある。